

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定): 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与: 専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
 - ③技能実習: 日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与: 就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、757名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン
・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

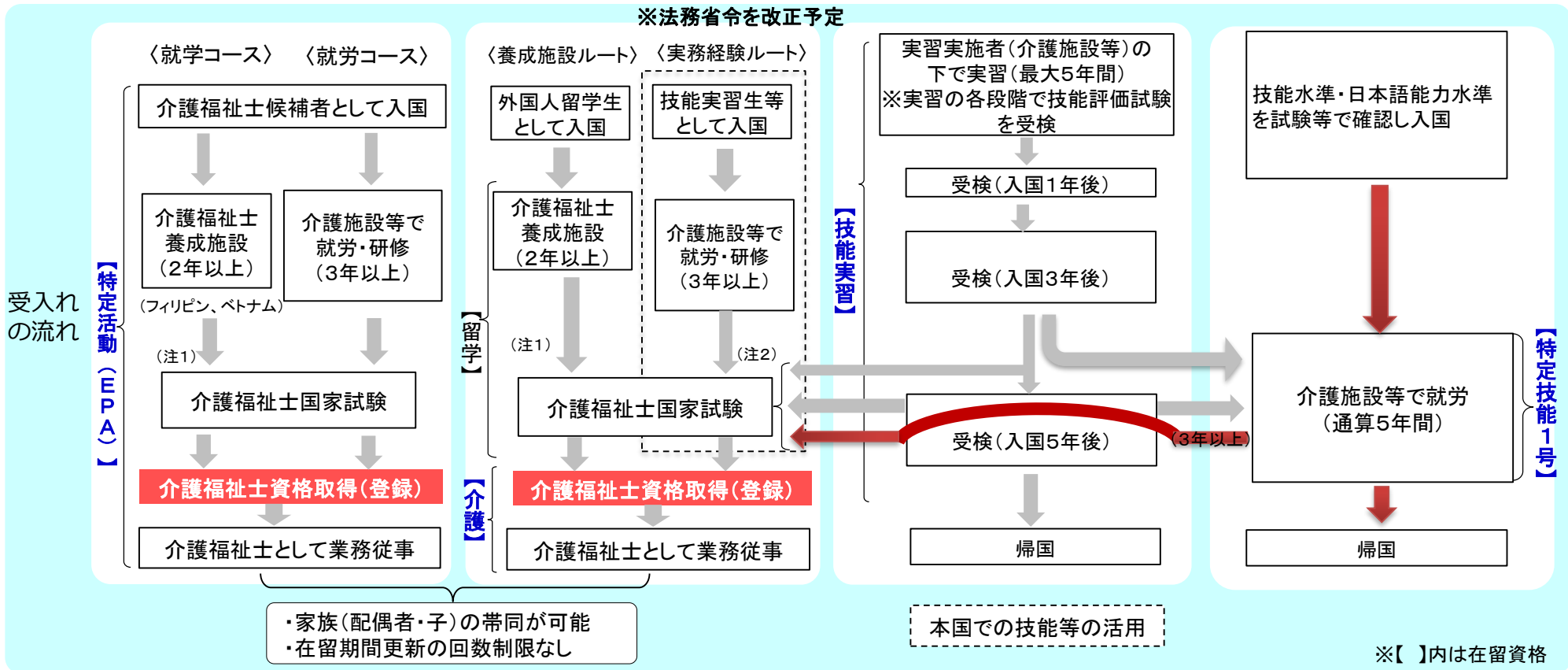
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための
一定の専門性・技能を有する
外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

EPA関係

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

要件

インドネシア（平成20年度～）

フィリピン（平成21年度～）

ベトナム（平成26年度～）

（看護）インドネシアの看護師資格＋実務経験2年
（介護）「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

（看護）フィリピンの看護師資格＋実務経験3年
（介護）「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

（看護）3年制又は4年制の看護課程修了＋ベトナムの看護師資格＋実務経験2年
（介護）3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）※1

日本語能力試験
N3以上のみ

マッチング

訪日前日本語研修（6か月）※1，※2

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成26年度受入れ～

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成28, 29年度受入れ

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（6か月）【特定活動】※1

訪日後日本語等研修（約2.5か月）
【特定活動】

受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

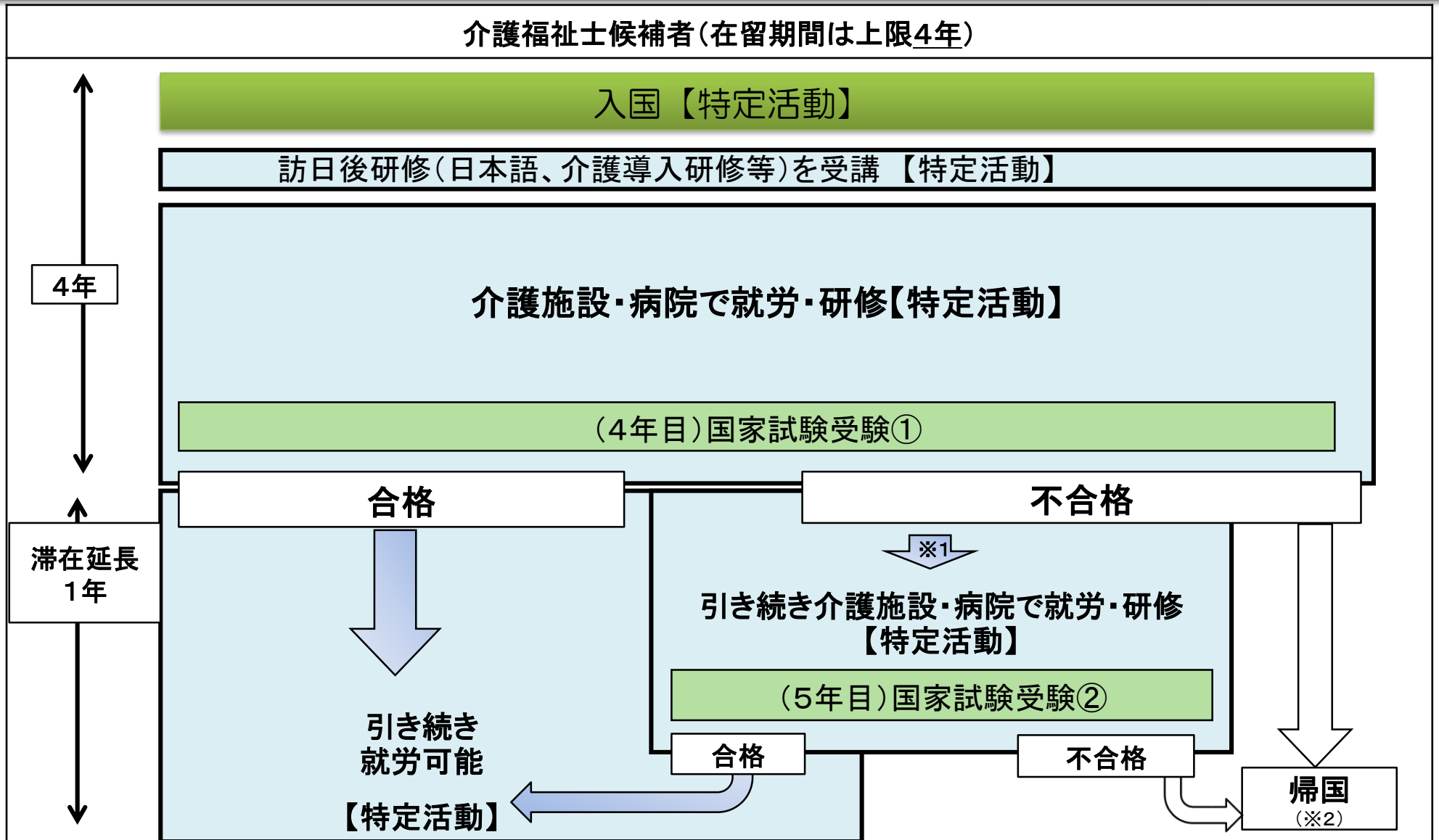
注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

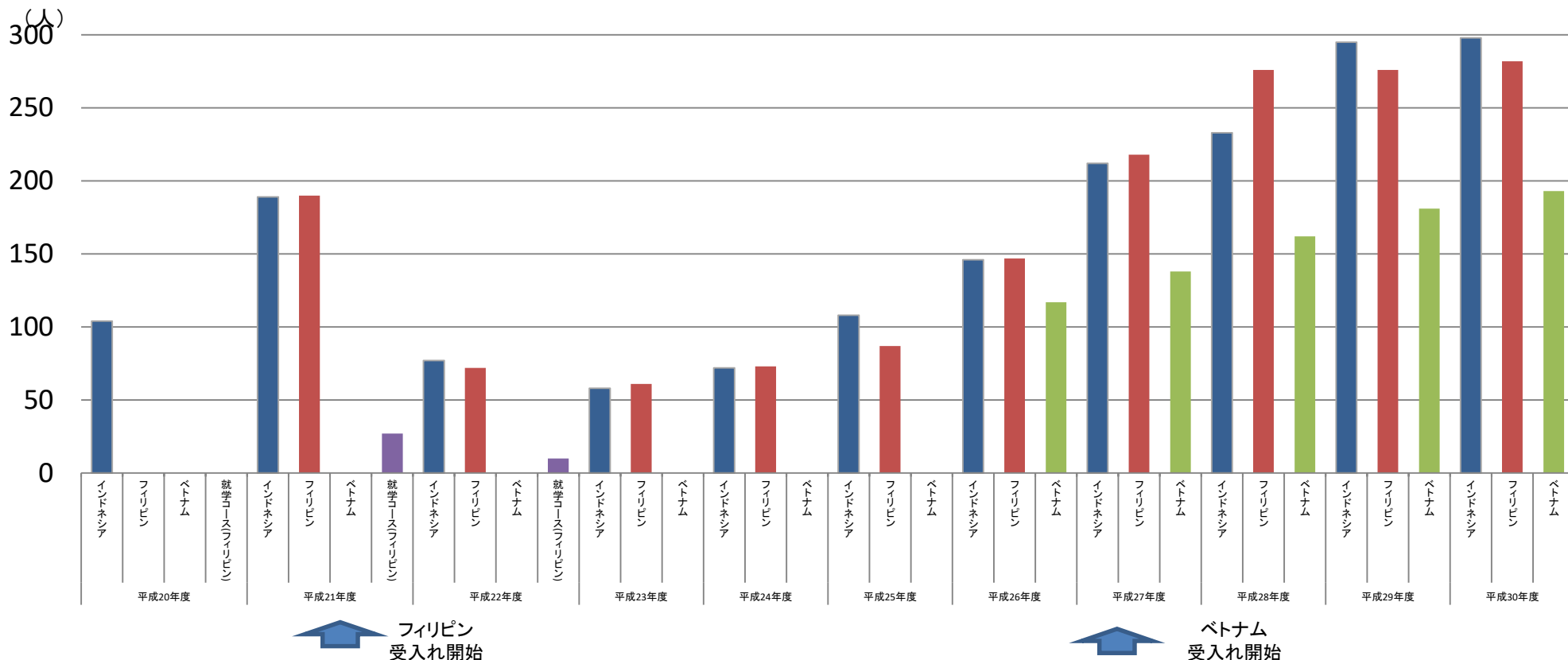
経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



- (※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
(平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月の閣議決定による。)
- (※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
- 注) 【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

○EPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移

入国者数と合格者数の比較(平成27年度入国者まで)

入国年度・国		入国者数等①(※1)	合格者数②(※2)	②/①(%)	
介護	インドネシア	平成20年度入国	94	47	50.0%
		平成21年度入国	165	83	50.3%
		平成22年度入国	71	54	76.1%
		平成23年度入国	52	40	76.9%
		平成24年度入国	65	49	75.4%
		平成25年度入国	99	68	68.7%
		平成26年度入国	124	63	50.8%
		平成27年度入国(※3)	189	65	34.4%
	フィリピン	平成21年度入国	139	55	39.6%
		平成22年度入国	52	35	67.3%
		平成23年度入国	51	27	52.9%
		平成24年度入国	56	34	60.7%
		平成25年度入国	67	38	56.7%
		平成26年度入国	122	60	49.2%
		平成27年度入国(※3)	170	81	47.6%
	ベトナム	平成26年度入国	96	91	94.8%
		平成27年度入国(※3)	103	91	88.3%
介護計		1,715	981	57.2%	

※1 国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得て受験した者の数。

※2 合格年度を問わない。

※3 介護の平成27年度入国者については、平成30年度が初めての受験であり、平成31年度が滞在延長年度となる。その他は再受験を含めた累計。

EPA介護福祉士候補者等の受入支援等について

- 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援を行う。

【事業内容】

	外国人介護福祉士候補者等受入支援事業	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施 ・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施 ・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援
実施主体	(公社)国際厚生事業団(JICWELS)	民間団体(公募)

【候補者の年度別受入れ人数】

入国年度	EPA介護福祉士候補者の受入れ人数				巡回施設数(実績)
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計	
27年度	212人	218人	138人	568人	296か所
28年度	233人	276人	162人	671人	367か所
29年度	295人	276人	181人	752人	484か所
30年度	298人	282人	193人	773人	—

【平成31年度予算額】

(目)衛生関係指導者養成等委託費

○外国人介護福祉士候補者等受入支援事業

(31年度予算額) (30年度予算額)
87,907千円 ← 82,976千円(+4,931千円)

○外国人介護福祉士候補者学習支援事業

(31年度予算額) (30年度予算額)
127,064千円 ← 114,697千円(+12,367千円)

在留資格「介護」關係

介護に従事する外国人の受入れ(在留資格「介護」の創設)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請
 高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援
 現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

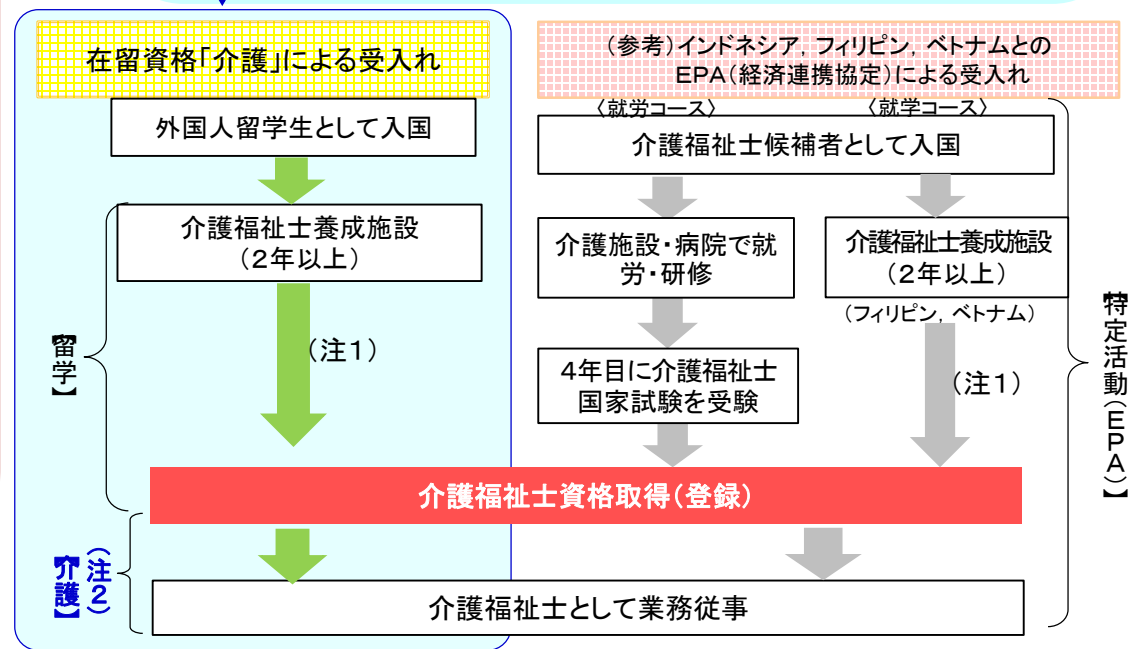
(参考)
 介護福祉士登録者数
 139.8万人(H27年度)
 介護福祉士養成施設数
 379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加 **平成29年9月1日施行**

介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	---



(注2)特例措置について

※【 】内は在留資格

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合には、特例措置として「特定活動」を許可

在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考)現行法令

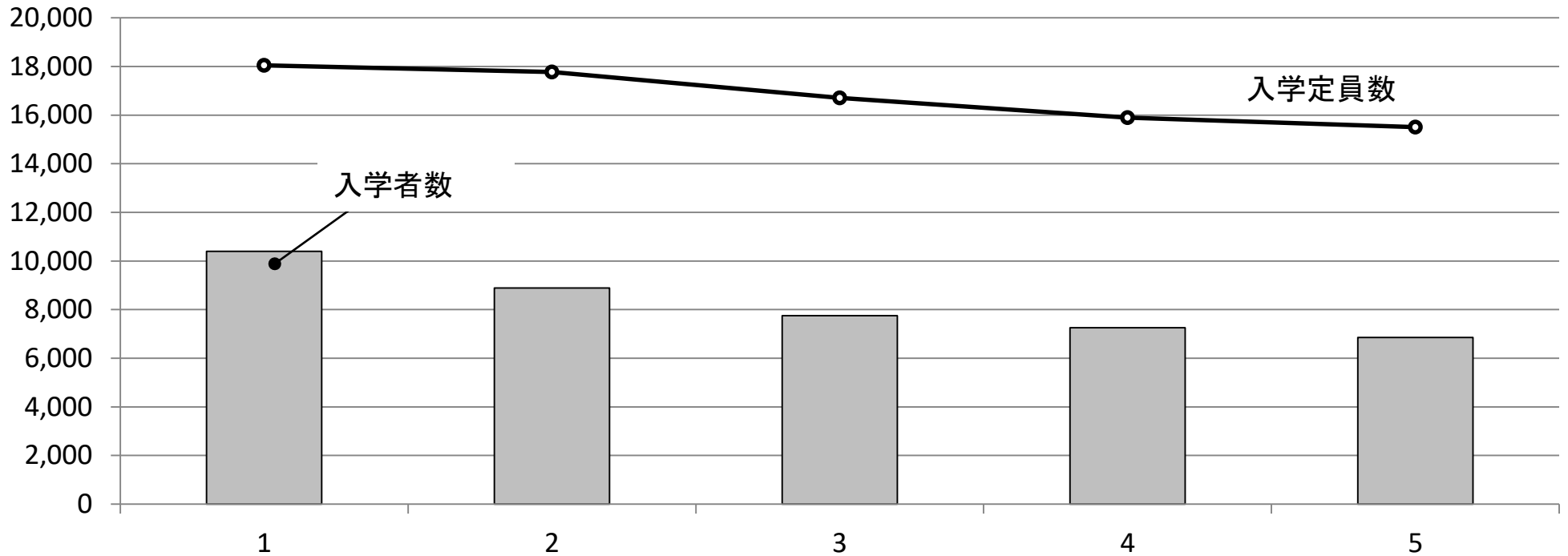
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

介護福祉士養成施設の定員等の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養成施設数	406	379	401	396	386
定員【人】	18,041	17,769	16,704	15,891	15,506
入学者【人】	10,392	8,884	7,752	7,258	6,856
うち外国人留学生【人】	17	94	257	591	1,142
定員充足率(%)	57.6 %	50.0 %	46.4 %	45.7 %	44.2 %

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

30年度第2次補正予算額 4.2億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

事業実施スキーム

養成施設入学者への修学資金貸付け

○貸付額(上限)

介護福祉士養成施設修学者

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】
都道府県又は
都道府県が適当と認める団体



貸付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



在留資格「留学」により
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設
の学生

卒業、
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで
在留資格「介護」により長期滞在可能

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
 - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
 - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
 - 介護未経験者に対する研修支援
 - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
 - ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
 - 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
 - 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援(新規)
 - **介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備**
- 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
 - 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施(新規)
 - 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
 - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
 - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
 - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
 - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
 - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
 - 子育て支援のための代替職員のマッチング
 - 介護事業所に対するICTの導入支援(新規)
 - 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

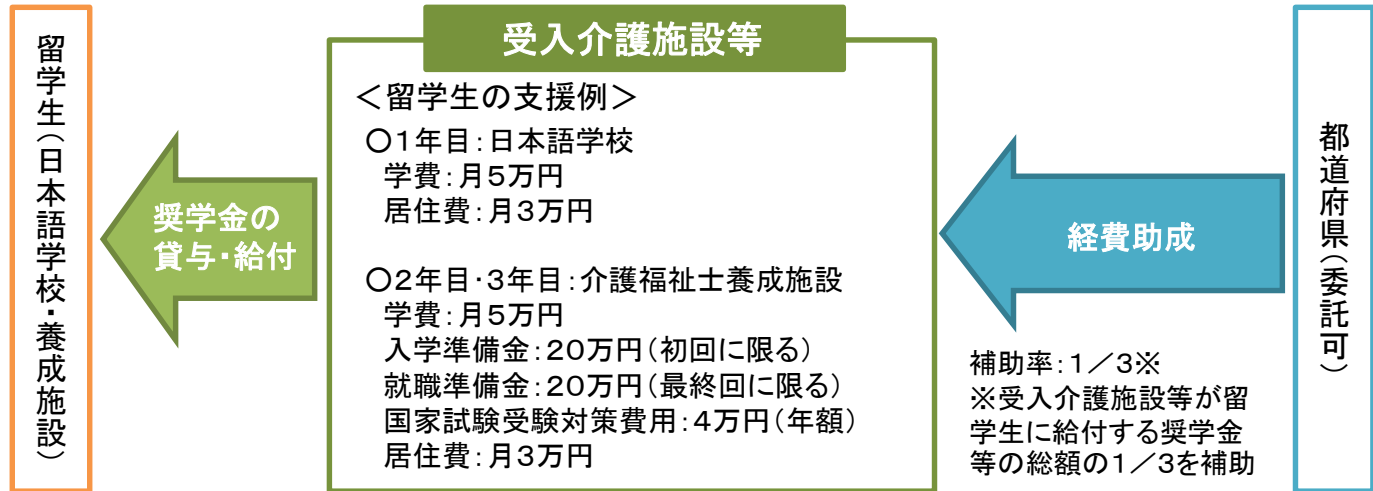
1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。



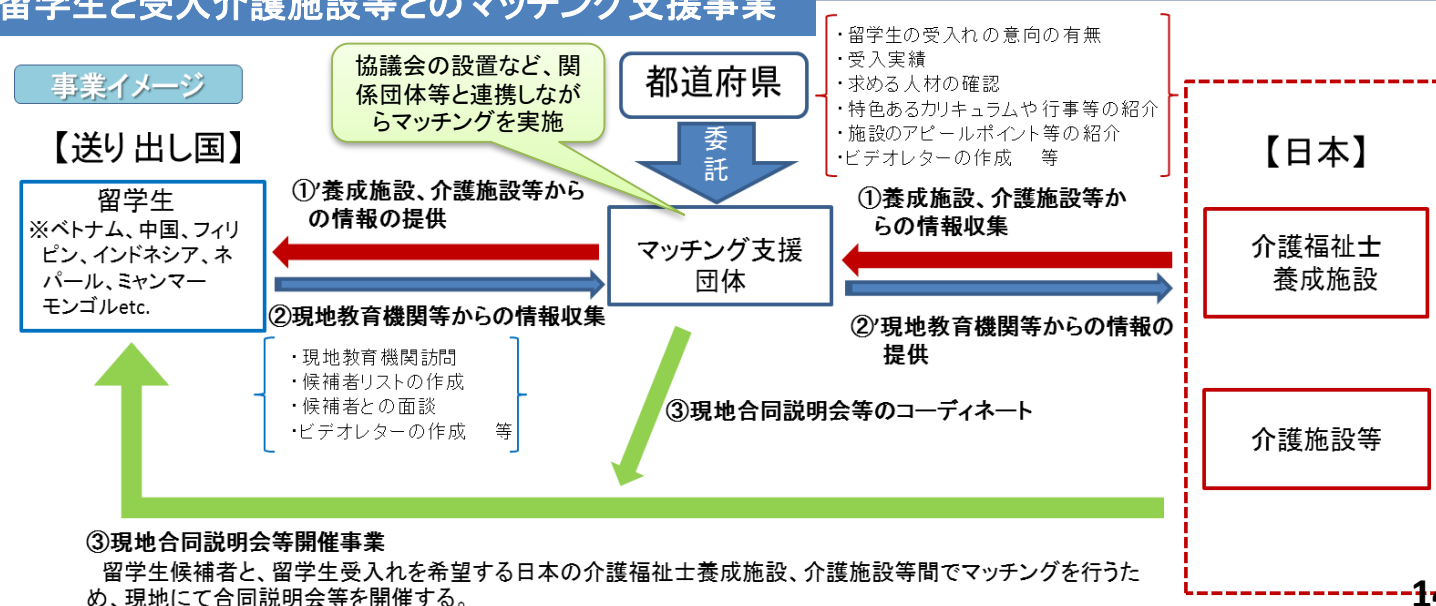
2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- 外国人留学生の情報収集や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- 現地での合同説明会の開催等のマッチング支援 等



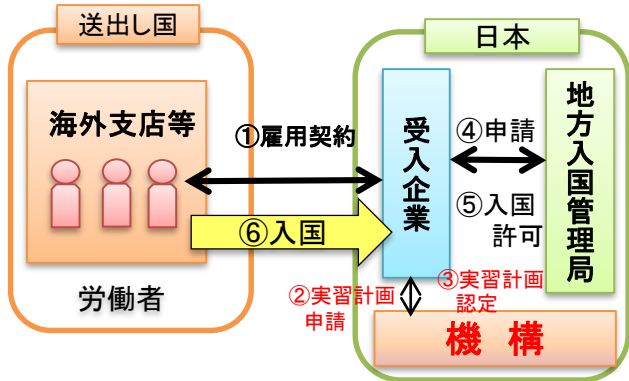
技能実習関係

技能実習制度の仕組み

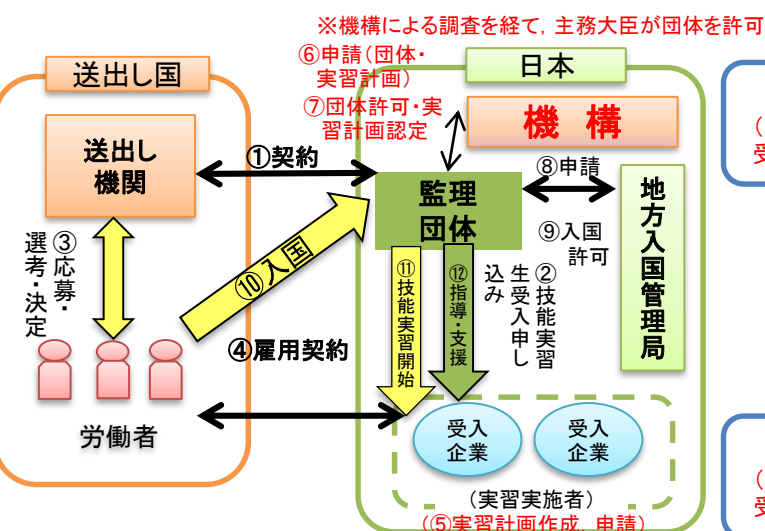
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

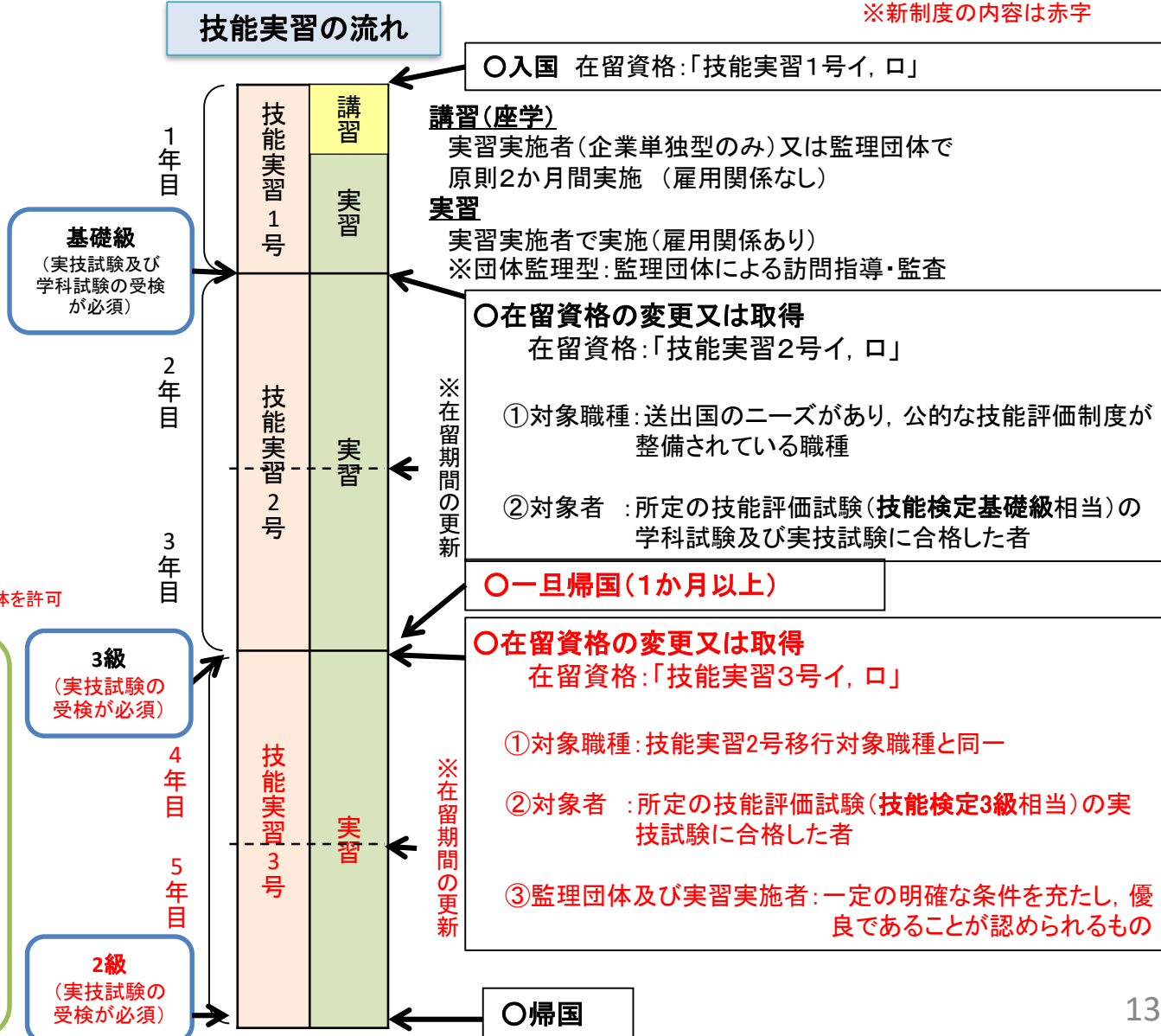
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

介護職種の技能実習生の日本語要件 (骨太方針に基づく対応)

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)【抄】

4. 新たな外国人材の受入れ

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づく対応(案)

- EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする(※)。
 - ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
 - ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

(※) 現行は、入国2年目は日本語能力試験「N3」程度が要件とされている。

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成31年2月28日現在）

申請件数	許可件数
2,649件（うち介護職種573件）	2,462件（うち介護職種518件） うち一般監理事業（※1）1,136件（介護職種228件） うち特定監理事業（※2）1,326件（介護職種290件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成31年2月28日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	13,306件（うち介護43件）	12,689件（うち介護16件）
団体監理型（※4）	444,154件（うち介護2,187件）	414,852件（うち介護1,485件）
計	457,460件（うち介護2,230件）	427,541件（うち介護1,501件）

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

特定技能關係

分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験（仮） 【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験（仮）等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

(注1) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したものの

(注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

技能試験・日本語試験の概要 (介護分野)

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 検討中
- 開始時期: 平成31年4月予定

日本語試験

「国際交流基金日本語能力基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月から活用予定



(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 検討中
- 開始時期: 平成31年4月予定

特定技能1号の外国人材の介護報酬上の取扱いに関する基本的考え方(案)

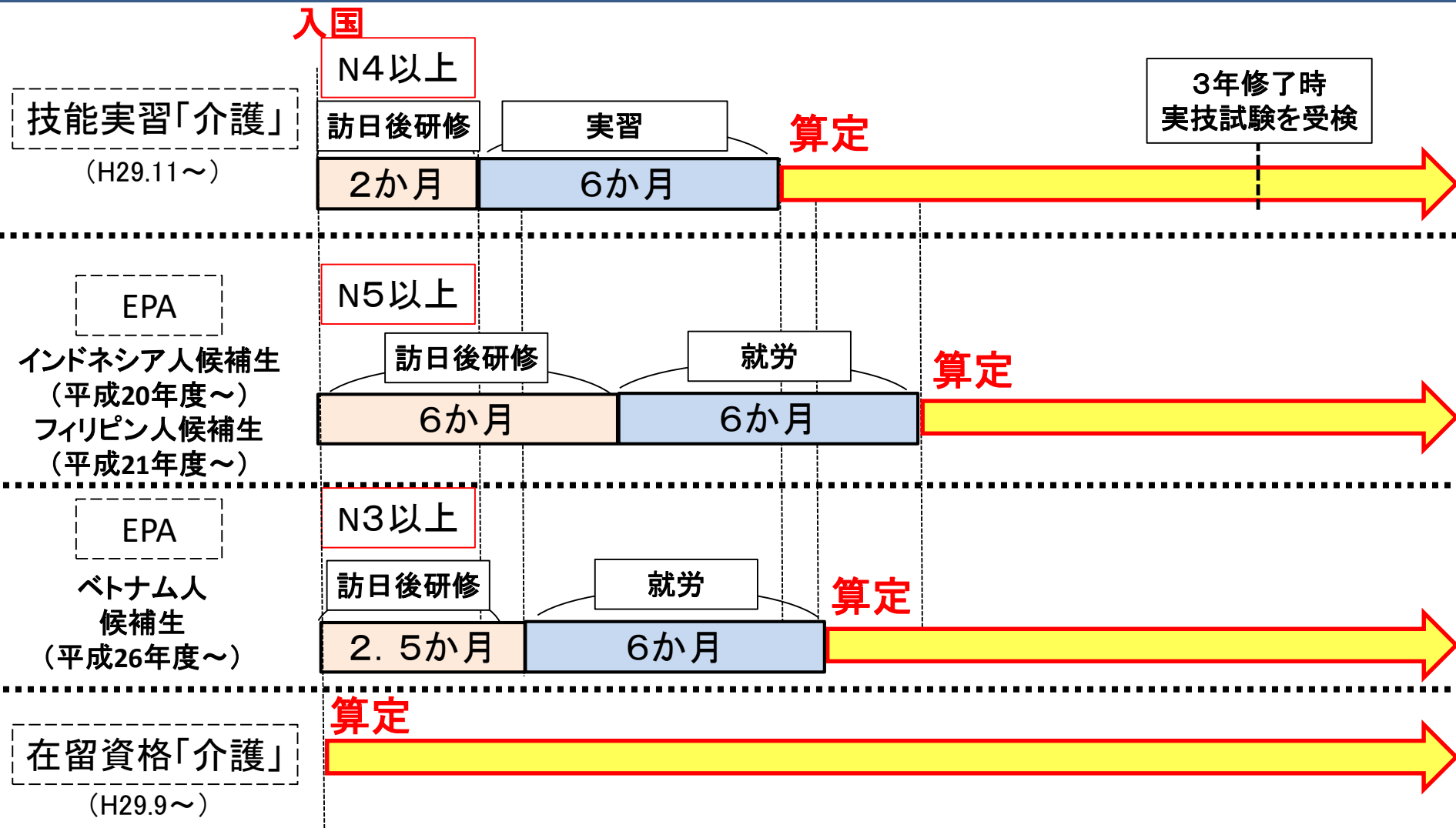
- 特定技能1号の外国人材については、技能実習3年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定する。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

特定技能1号

算定

他の日本人とチームで
ケアに従事する期間

(参考)技能実習「介護」・EPA・在留資格介護の介護報酬上の考え方について



注1) EPA、技能実習のいずれについても、日本語能力試験N2を取得している者は、就労開始から算定される。

注2) 訪日前研修については、インドネシア人、フィリピン人候補生については6ヶ月、ベトナム人候補生については12ヶ月の研修期間が設けられている。
なお、技能実習については、訪日前講習の義務はない。

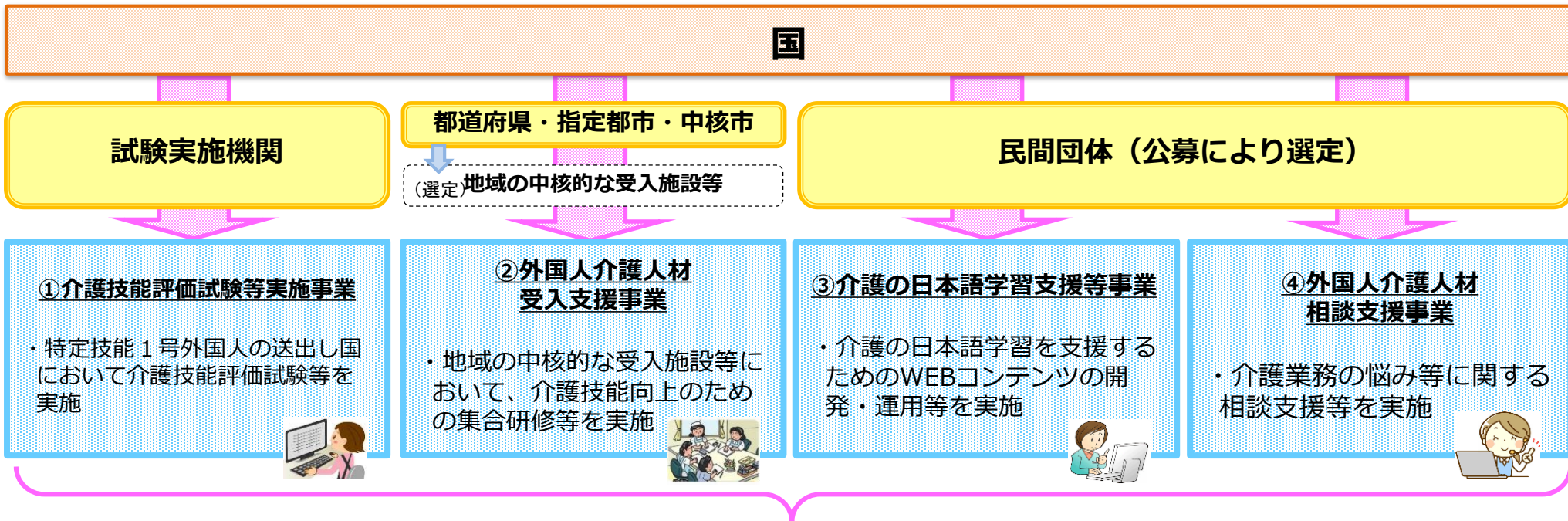
注3) 在留資格「介護」については、在留資格「留学」で訪日した上で養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得(※一部特例あり)すると在留資格「介護」となる。なお、在留資格「留学」では、資格外活動の労働について週28時間の上限があることに留意。

新「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
- ③ 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【平成31年度予算額(案)】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円

現状・課題

- 在留資格「介護」の創設等に伴い外国人介護従事者の増加が見込まれているが、介護施設等における外国人受入れに必要な知識・ノウハウが不足
- 介護施設等が雇用している留学生等に対する指導体制が不十分
- 介護福祉士養成施設に通う経済的に困窮している留学生を支援する介護施設等への対応が必要

31年度実施事業

◇外国人受入れセミナー

【概要】

介護事業者の経営者等に対し、外国人受入れに必要な知識・ノウハウ等を提供するためのセミナー及び専門家による相談会を実施

【内容】

- セミナー
 - ・労働法・雇用関係法上のルール
 - ・外国人受入れ施設の事例紹介 等
- 専門家(弁護士・行政書士等)による相談会
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

介護事業者の経営者等

【規模・時間】 150名程度×3回
各回 1日

◇外国人介護職員指導担当者研修

【概要】

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修を実施し、介護施設等における指導体制の充実を支援

【内容】

- コミュニケーションの取り方の留意点
- 外国人指導の事例紹介 等
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

外国人介護従事者を指導する職員

【規模・時間】 50名程度×2回
各回 4時間×2日

◇介護施設等による留学生受入れ支援

【概要】

介護福祉士養成施設に通う留学生をアルバイトとして雇用する介護施設等が留学生に対して奨学金等を給付する場合に、当該費用の一部を補助

【補助対象者】

都内で介護施設等を運営する事業者

【補助対象経費と上限額/年度】

学費600千円、居住費360千円
入学準備金200千円、就職準備金200千円
国家試験受験対策費40千円

【補助率】 都1/3 事業者2/3

【規模】 35施設 70人

セミナー・研修検討委員会

【概要】 外国人受入れセミナー及び外国人介護職員指導担当者研修の円滑な実施について、必要な内容を検討

【検討事項】 カリキュラム、使用する教材・資料、講師、事業者への広報、翌年度に向けた見直し 等 【実施回数】 4回

【委員】 学識経験者、弁護士、介護保険施設、東京都介護福祉士会、介護福祉士養成施設協会 等

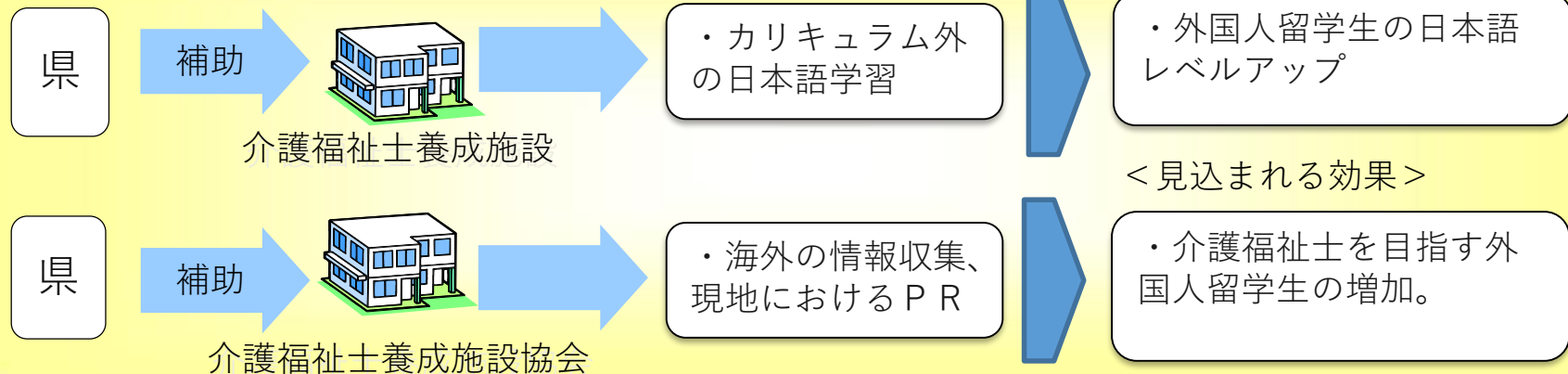
事業の目的

- 介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。
- また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

- 介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
- 留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費（渡航費、動画作成費等）に対する助成

事業スキーム



当事者（参加者など）声、感想、意見

現地PRは、県、養成施設、介護事業所、関係団体の4者で連携して実施した。これにより、留学生受入のための学習環境や生活環境をトータルで支援する体制が構築できた。また、生活環境や学習環境等PR動画を用いて紹介したことで、現地の反応も良かった。課題としては、介護の概念がない国において、介護職のイメージを伝えることが難しく、介護に興味を持ってもらえるようなPRの方法やアプローチを考える必要がある。

事業名	概要	始期	平成30年度 予算額	平成31年 度予算案
定住外国人等のための 介護に関する日本語研修	※次頁参照	平成28年度	2,059千円	2,122千円
定住外国人等の受入準備 講座	介護事業所向けに外国人雇用等に関する 情報提供や事例紹介を実施	平成28年度	236千円	590千円
介護業雇用管理等相談援 助事業	アドバイザーの訪問や専門家の派遣によ り事業所を支援（H26～） ※多文化共生推進士 「多文化共生の視点に立って地域課題を解決し、地域活性化を 図る人材」として群馬大学が養成し、群馬県が認定する専門家	平成29年度から専 門家に多文化共生 推進士(※)を追加	4,093千円	4,169千円
介護人材参入促進事業 （進路選択学生等支援事業）	参入促進の取組を行う介護福祉士養成施 設への補助（H21～）	平成30年度から留 学生の日本語学習 に要する経費を補 助対象とした。	5,000千円	5,000千円
外国人向け介護の仕事 見学バスツアー	外国人（日本語学校の留学生、定住外国 人等）を対象として介護福祉士養成施設 及び介護施設見学バスツアーを実施	平成31年度 新規事業	－	525千円 (新規要求中)
（参考）外国人介護職員 就労状況調査	全介護事業所を対象として、外国人介護 職員の就労状況等を調査	平成28年度	－	－

【H30年度外国人介護職員就労状況調査より】 平成30年8月1日現在、回答数1,046事業所（回答率33.4%）

- ・外国人を雇用している事業所数：117
- ・外国人雇用人数：245人（フィリピン129人、インドネシア30人、ベトナム20人、ブラジル18人、中国12人、ペルー11人ほか）
- ・外国人を雇用している事業所における外国人介護職員に対する印象
好意的に受け止めている利用者が多い：97.4% 好意的に受け止めている職員が多い：93.2%

群馬県では、平成28年度から地域医療総合確保基金を活用し、定住外国人等の方を対象として介護分野への新規参入・定着促進を図るため、「定住外国人等のための介護に関する日本語研修」を実施している。

(1) 平成30年度予算額等

委託料2,059千円（プロポーザル方式により委託者を選定）

(2) コース内容・対象者

- ①入門コース（介護の仕事に必要な会話等を中心とした研修）
介護の仕事に興味のある定住外国人等
- ②介護記録コース（介護記録の書き方等を中心とした研修）
介護職として従事している定住外国人等

(3) 平成30年度の開催概要



実施地域	実施曜日（実施回数）	コース名／実施時間	受講者数
太田市	毎週火曜日（全12回） 前期6回・後期6回	入門コース 9:10～12:10	19人（前・後期とも受講7人）
		介護記録コース 13:30～16:30	24人（前・後期とも受講6人）
伊勢崎市	毎週木曜日（全12回） 前期6回・後期6回	入門コース 9:00～12:00	16人（前・後期とも受講3人）
		介護記録コース 13:00～16:00	14人（前・後期とも受講4人）

【平成30年度前期受講者アンケート（回答者30名）より】

質問：日本語研修（教室での学習）はいかがでしたか？

- ①とてもよくわかった : 27人（90.0%）
- ②少しわかった : 1人（3.3%）
- ③あまりわからなかった : 2人（6.7%）
- ④全然わからなかった : 0人（0.0%）

【今後の課題等】

入門コースは介護の仕事の経験のない外国人を主な対象としており、介護分野への新規参入を目的として、研修中に「介護施設見学」や「福祉人材バンクへの登録説明」の時間を設けているが、実際の就労にどれだけ結びつけられるかが課題である。

【事業概要】

岐阜県内の在留外国人を対象として、介護に係る日本語、知識、技術等の習得に向けた、初任者研修修了レベルまでの研修を実施する。

【事業内容(平成30年度実施状況)】

1. 受講対象者
 - ・岐阜県内に在住の外国人の方(原則) ・日本で介護職員を目指している方
 - ・日本語による講義で修学できる方
2. 研修期間
 - ・9月～12月の土日開催 ※開催日により開講時間は異なる(6～8時間程度/日)
3. 事業実施方法
 - ・岐阜県から中部学院大学(学校法人岐阜済美学院)への業務委託
 - ・講義では、ふりがなを付したテキストを使用、講義は日本語で実施
4. 受講者
 - ・申込20名、当初受講15名、全講義修了者12名、初任者研修試験合格者11名

【受講者の声】

- ①参加動機
 - ・資格取得することで自信をもって介護ができると思った
 - ・昔から興味はあったができなかった
 - ・介護のことを知りたい、もっと勉強したい
- ②受講感想
 - ・テキストは難しいが、先生の分かりやすい講義でとてもよかった
 - ・言葉が難しく理解しにくい部分もあったが、理解を深めることができた

【事業実績】

初任者研修合格者は11名
内、5名は受講前から介護に従事し、継続して就業
内、1名は受講期間中に受講者とのつながりで介護に就業
介護に就業していない受講者に対しては就業に向けた支援を県社協、ハローワーク等と連携しながら実施

【今後の課題等】

介護分野に就業していない受講者を、介護分野への就業につなげていく施策の充実

趣旨

地域における多様な人材の介護分野への参入促進、育成、定着を図るため、県内の外国人(永住者、定住者等)を対象とした介護職員初任者研修を実施するとともに、介護職場への就労を支援する。

事業概要

■事業内容

- ①外国人を対象とした介護職員初任者研修の実施
(日本語能力等に配慮した教材や指導方法の工夫)
- ②コーディネーターによる就労支援

■対象者

県内在住の定住外国人20名×2か所
※面接により日本語能力、就労意欲等を確認して受講を決定

■委託先

(特非)街かどケア滋賀ネット(湖南地域)、(福)長浜市社会福祉協議会(湖北地域)

受講者・関係者の感想

- 家族を養うため景気変動に左右されない仕事として介護を選んだ。
- 研修を受けた仲間と共に介護の仕事に就けることを嬉しく思う。
- 研修修了者として自信を持って介護の仕事を頑張りたい。
- 就労後の支援も検討いただきたい。
- 事業を継続することにより徐々に関係者への周知が広がっている。

実績

	受講者	修了者	介護等就労
平成27年度	14名	14名	8名
平成28年度	9名	9名	4名
平成29年度	20名	20名	4名
平成30年度	27名	24名	

※介護等就労の人数は、変動する場合がある。

今後の課題

- 外国人雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしとマッチング
- 就労後の継続的な支援

○ふじのくに外国人介護人材受入れ準備セミナー

- ・介護事業所を対象に、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境の理解など、受入れに資する情報などを提供することで、受入施設担当者の資質向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図るセミナーを平成27年度から開催 ⇒外国人介護人材と協働していくための方法を共有

○平成30年度開催概要

- ・受講対象 外国人介護職員を受け入れている（受入れを検討している）施設の研修担当者
- ・開催地・定員等 県内東部・中部・西部（各回定員50人 開催時間 午後1時～5時30分）
- ・セミナーの構成

講義	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れに係る制度の現状、介護事業所の取組等 講師 一般社団法人グローバル人財サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏 社会福祉法人聖隷福祉事業団 常務執行役員 鎌田 裕子 氏
講義	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所における受入れ準備（学習／生活面の留意点など） 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 法人本部人事企画部職員
事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ施設担当者による報告／外国人介護職員の体験談

○セミナー参加者の感想

- ・介護分野の外国人人材の活用という視点だけでなく、これまでの施策の流れや現状が、よく分かった。
- ・外国人介護人材の特徴と対応が分かった。
- ・介護現場の生の声や担当者の御苦労が聞けて参考となった。
- ・日本人職員の人材育成同様、目標を立てて進めたい。

○実績（平成29年度）・効果

- ・参加者数48人 平均評価4.37（5段階評価アンケート）
- ・外国人介護職員の雇用に前向きな介護事業所が年々増加
* 県就業状況調査 H28:741箇所、H29:818箇所、H30:912箇所

○今後の課題

- ・外国人介護人材入れの枠組が多様化
- ・受入れ要件の見直し等、取り巻く環境が変化
⇒介護事業所が受入れを前向きに検討できるよう適切に情報を提供し、支援していくのが課題

趣 旨

平成29年11月から外国人技能実習制度に、介護職が対象となったことを踏まえ、県内の福祉施設での外国人技能実習生の受入が円滑で効果的なものとなるよう、兵庫県社会福祉協議会が監理団体の運営に要する経費を神戸市とともに補助。(H30:10,726千円、H31:7,693千円)

【実施主体】兵庫県社会福祉協議会

事業の進め方

- 1 送出機関の選定
県社協の会員である社会福祉施設等の意見も聞きながら、現地視察も踏まえ送出機関を選定。
- 2 実習生の受け入れ
受入初年度(2019年度)は、先駆的に外国人介護者の受け入れを行っている特別養護老人ホーム等(5か所(15人)程度)で、モデル的に実施。
- 3 効果的な受入れの検討
監理団体と実習実施施設とが一体となって、講習内容、経費負担、実習生のフォローアップ等、技能実習生の効果的な受入れを検討。
- 4 2020年度以降の取り組み
順次、受け入れのノウハウの蓄積と普及を図りつつ、受入施設数や実習生の数を増やしていく。

実施状況及び今後のスケジュール(案)

	内 容	時 期
監理団体 設立	①現地視察(ベトナム)	2018年6月
	②送出し機関の選定・契約締結	9月
	③監理団体許可申請	10月
	④監理団体許可	2019年2月
実習生 受け入れ 準備	⑤技能実習生の選考・決定(ベトナム)	3月
	⑥技能実習計画の認定	7月~8月
	⑦在留資格認定証明書の取得	9月~10月
受け入れ 開始後	⑧技能実習生の入国	10月
	⑨入国後講習の実施	10月~11月
	⑩施設での技能実習開始	12月

課 題 等

- 1 施設側の受入費用
介護技能実習生の受入には、報酬とは別に監理費(初期費用、各月監理費)、や日本語・介護技術研修が必要など受入施設の負担が大きい。
- 2 相談・情報提供体制の整備
介護現場では、高齢者の安全や生活の質への配慮が求められる中で、実習生が安心して実習を実施するため、相談体制の整備が必要。

対 応 等

- 1 監理団体への支援、介護研修及び日本語研修の実施
引き続き監理団体の運営経費を支援するとともに、日本語学習及び介護技術研修等を実施し受入施設の負担を軽減。
- 2 専門相談員の設置
技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるため、ひょうご外国人介護実習支援センターに専門相談員を配置。 33